

議事録（書面審議回答書とりまとめ結果）

審議期間

令和2年8月6日（木）～8月25日（火）

書面審議の状況

委員17名全員から回答があり、協議会の成立を確認しました。

被保険者代表	城戸よしみ 宇野 忠男	黒川 照明 関口 哲男	鈴木みさ子
被用者保険代表	池井 真守	笹山 秀彦	
保険医薬剤師代表	伊藤 直史 福岡 保芳	高橋 昌久 吉田 哲也	近藤 栄治
公益代表	幸村 的美 丸山 真	梅村 康子 藪押 光市	阪峯 秀明

（敬称略）

会長・会長職務代理者の選任

委員17名全員が「事務局案に同意する。」と回答されたことにより、以下のとおり決定しました。

会長	幸村 的美 委員	公益代表
会長職務代理者（職代）	梅村 康子 委員	公益代表

議事

書面審議回答書によりお寄せいただいたご意見・ご質問を以下にまとめ、ご質問を中心に、事務局からのコメントを加えました。いただいたご意見等につきましては、今後の審議の参考としてまいります。

I 財政運営・改正

【協議事項】令和3年度豊田市国民健康保険税率等について（資料3～9ページ）

ご意見・ご質問等

No.1

委員

保険税率は被保険者に急激な負担がいかないように緩やかに引き上げていただくことが大切かと思う。

事務局

保険税率の引上げを検討しなければならない状況が続くと思われませんが、保険税の引上げの際には、急激な負担増とならないような税率の設定に努めてまいります。【国保年金課】

No.2

委員

新型コロナウイルス感染症による暮らしや経済への影響は極めて大きいものがある。収束にはまだ時間がかかると思われる。こうした状況をふまえて、税率検討に当たっては、慎重に臨む必要があると考える。緊急事態なので、国に対し一般会計からの繰入れを認めることを要求し、市独自に繰入れを行い、税率の現状維持を提案する。

事務局

保険税率等を検討するにあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響の見通しを可能な限り考慮し、検討します。【国保年金課】

No.3

委員

新型コロナの影響で今年度は一般の医療費が減少しているとの報告もあることから、前年度繰越金の見込みについては、この間の医療費請求の動向も踏まえて、来年度予算においては、慎重に見込むことが必要と思われる。

事務局

市の予算において、医療費請求に必要な費用は全額県から市に支出される仕組みに変わったことで、費用が減少しますと県から支出される額も連動して減少することにより、差額が生じないため、繰越金となりにくい仕組みとなっています。一方、県の予算においては剰余金となりますので、動向を踏まえ慎重に納付金算定するよう求めてまいります。【国保年金課】

No.4

委員

事務局案に同意。財調基金の活用については、今後も今回のコロナ事件を教訓に変動の少ない保険税の確立を目指していただきたい。そのために、必要な積立はすべきと考える。

事務局

基金等を活用し、年度間変動が少ない保険税率の設定に努めてまいります。

【報告事項1】豊田市国民健康保険特別会計の運営状況について

1 令和元年度決算見込み（資料10ページ）

ご意見・ご質問等

No.5

委員

決算の数字は前年度との比較だけでなく、予算との比較も行い、差異の説明をしていただけるといいと思う。

事務局

令和2年度決算見込みの報告から、差異や検証結果についても資料中でご覧いただけるよう変更してまいります。【国保年金課】

2 令和2年度当初予算（資料11ページ）

ご意見・ご質問等

No.6

委員

上記同様に、予算を前年度予算と比較するだけでなく、前年度決算との比較も示していただけたらと思う。（前年度の予算と決算との差異が大きい場合は特に。）

事務局

決算見込みと同様に、当初予算の報告においても決算との比較も含めて検証を行い、令和3年度当初予算の報告から、資料中でご覧いただけるよう変更してまいります。【国保年金課】

No.7

委員

コロナの影響がどのくらい出ているか、見て考えたいので、可能なら、途中の執行状況を出して欲しい。

事務局

新型コロナウイルスの感染拡大が国民健康保険に及ぼしたと思われる、一人当たりの医療費の状況を以下にお示しします。【国保年金課】

《参考》一人当たり医療費(※)の推移

診療年月	一人当たり医療費	前年同月比	診療年月	一人当たり医療費	前年同月比
H31.3	21,997円	-	R2.3	22,605円	2.76%
H31.4	21,014円	4.21%	R2.4	20,128円	-4.22%
R1.5	20,821円	2.00%	R2.5	18,730円	-10.04%
R1.6	20,575円	-0.87%	R2.6	21,564円	4.81%
R1.7	21,837円	4.03%	R2.7	22,179円	1.57%

※ 医療費は「一般被保険者の療養給付費」をもとに算出しています。

【報告事項2】 その他改正について

1 国民健康保険税率等の改正（資料 12 ページ）

ご意見・ご質問等

No.8

委員

現在並びに将来において、医療費のアップからも税率アップはやむをえない状況と思われる。保険税納税者側にたって、少しでも減額できる方策を模索できないか。例えば所得税・市県民税のような課税方法ができないものか検討願いたい。

事務局

国民健康保険税の課税は、所得税・市県民税と異なり、課税所得から基礎控除を差し引いて計算することと定められています。これは、所得控除額の変動によって年度間の保険税の額が変動しにくいようにするための計算方法で、地方税法等で定められているため市が独自に変更できるものではありません。【国保年金課】

No.9

委員

（1）の課税限度額の改正は、市独自でできるか。

事務局

課税限度額については、国が定める額を超えない範囲において、自治体が条例で定めるものです。当市を含め、ほとんどの市町村が、国が定める額のとおり条例で規定しています。【国保年金課】

No.10

委員

（2）の基準の見直しは、市独自でできるか。

事務局

軽減の基準については、地方税法施行令に基づき実施しています。【国保年金課】

2 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る減免の創設（資料 13 ページ）

ご意見・ご質問等

No.11

委員

この状況の中、減税は必要だと思う。

No.12

委員

減免申請の状況は、6月末まで出ているが、可能ならその後のデータも出して欲しい。

事務局

8月末日時点の状況は以下のとおりです。【国保年金課】

	申請件数	決定件数	減免額
令和2年度	176件	174件	約2,930万円
令和元年度 (2, 3月分)	155件	154件	約404万円

No.13

委員

国の制度であり、特に意見なし。

3 傷病手当金の創設（資料 14 ページ）

ご意見・ご質問等

No.14

委員

手当金の給付は対象にとって大きな助けになると思う、制度はどのように周知されているのか。

事務局

広報（R2.7月号）への記事掲載及び市ホームページでの周知を行っています。また、医師会等への制度創設の案内や窓口でのチラシ（日本語、ポルトガル語、中国語）の配付も行っています。【国保年金課】

No.15

委員

傷病手当金の実績はあるか。対象者に青色申告専従者・事業主は含まれるか。

事務局

青色申告専従者は傷病手当金の対象に含まれますが、事業主は国の財政支援の対象外のため含まれません。実績については、9月15日時点で1件です。【国保年金課】

No.16

委員

納税猶予の実績はどれだけか。（件数・金額）

事務局

7月末現在の実績で、58件、16,834,371円です。【債権管理課】

II 保健事業

【報告事項】第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の取組状況について（資料 15～19 ページ）

ご意見・ご質問等

No.17

委員

特定健康診査の受診者が少ないのに驚いた。若い世代は健康に自信があるのか受診率が低くなっている。この世代に受診してもらうのが課題だと思う。

事務局

健診受診勧奨なども実施していますがなかなか受診につながらないのが現状です。イベントなどでの啓発活動も引き続き実施し、若い世代にも目に付くような受診勧奨を検討してまいります。【(保)総務課】

【協議事項】 第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の中間評価について（資料 20～30 ページ）

1 特定健康診査・特定保健指導

（21・23・24 ページ（データ資料）、28 ページ（事業評価））

ご意見・ご質問等

No.18

委員

コロナウイルス拡大で受診・受講行動の減少はやむを得ないと思う。強く受診を促すのは、本年度は考えてしまう方が多いと思う。

事務局

健診機会を失わないように、また、状況に応じて健診を受けていただけるようにと、例年、受診勧奨のはがき郵送を、9月～10月ごろに実施していましたが、今年度は6月に実施し、また新規で国保に加入された方にも受診勧奨を実施しています。今後も、受診勧奨は実施していく予定です。特定保健指導は、グループ面接から個別面接に変更して実施しています。

【(保)総務課】

No.19

委員

私の地区では小さいながらサロンを月1回開き、年1～2回保健師さんのお話を聞いている。豊田市全域でもサロンが多いと思うので、このような場所で必要性を話して勧奨を進めたらどうか。

事務局

健康教育や健康相談、介護予防教室等に、保健師等が出向き、受診勧奨したり、生活習慣病予防チラシに健診受診勧奨の内容を掲載したものを配布し、健診受診の必要性について説明しています。【地域保健課】

No.20

委員

何かを得たことに対して、何らかのポイントが付く時代。特定健診を受け、保健指導を受けることで得られた健康に対して、ポイントを付けて目に見える形にし、何らかのポイント還元があればと考える。ただ、アプリの開発費・ポイント還元の費用とを考えながらの事業になると思うが。

事務局

「きらきらチャレンジ 90」で、健康づくりに関する取り組みをすると、SDGs ポイントが付与される事業を実施しています。健診受診などに特化したものではありませんが、健康意識を高める効果があると考えています。【(保)総務課】

当市では、中学校単位でのコミュニティ会議活動が活発に行われており、地域主体の健康づくりに取組む中学校区数が増加しています。その中で、健康ポイント制度について検討している地域もあります。【地域保健課】

No.21

委員

これといった対策が難しく、地道な取り組みが中心になると思うが、本人だけでなく家族への説明・働きかけはある程度効果があると思う。

事務局

「きらきらチャレンジ 90」で、健康づくりに関する取り組みを推進しています。家族で参加もでき、健康意識を高めることで、健診受診・生活習

慣改善行動につながるとよいと考えています。【(保)総務課】

受診勧奨時に、本人だけでなく家族・身近な人へも受診するよう働きかけています。また、ヘルスサポートリーダーも地域活動でチラシやパネルを使い、健診受診勧奨を実施しています。【地域保健課】

No.22

委員

受診券を届ける封筒に、具体的なやり方の説明書は入っているが、受講者が未受講者より改善しているという効果などを強調するものがない。データのグラフ化など、見ただけでわかり易いチラシなど作って同封してはどうか。

事務局

国保加入手続きの際に、医療費の比較をしたチラシを配布しています。今後は、特定保健指導該当者に向けて、改善効果などを示したチラシを作成し健診結果に同封することなども検討してまいります。【(保)総務課】

No.23

委員

新型コロナに感染した場合、基礎疾患があると重症化するリスクが高いとされている。従って、基礎疾患を把握する上でも、日頃から病院に行ったり、健診を受けていない人にとっては良い機会になるので、その点を強くアピールして受診につなげるのも一方策かと思う。

事務局

健診の受診勧奨の内容に健診でわかる疾患などを記載し啓発しています。今後は、他の啓発の機会でもできるように検討してまいります。

【(保)総務課】

No.24

委員

国保連合会では、特定保健指導率の全国上位の市町村の調査を実施中であり、今後に向け、向上の手がかりになれば幸いと考えている。来年早々にもお示しできるよう進めている。

事務局

同規模の他市での保健指導受講勧奨などで効果が得られたものなどを参考にしてまいります。【(保)総務課】

2 生活習慣病予防（22・26 ページ（データ資料）、28 ページ（事業評価））

ご意見・ご質問等

No.25

委員

市が努力されたので少しずつ受診状況が良くなってきたが、コロナで受診もしない人が増えることが予想できる。

事務局

健診機会を失わないように、また、状況に応じて健診を受けていただけるように受診勧奨を実施してまいります。【(保)総務課】

No.26

委員

数値が高い原因は食事が贅沢なのか運動不足なのかアンケートなどを実施し原因把握が必要。特に糖尿病などは治療期間が長く医療費も増大する。したがって、他県並びに他市との比較をしてみることが大事と思われる。

事務局	<p>特定健診の問診項目から、国や県と比較すると、運動習慣は低く、飲酒している人は多い傾向があり(飲酒量は国・県より低いです)、間食には差がありませんでした。生活習慣の改善意欲なしの人が多いのも特徴の一つです。各項目の27年度と30年度を比較しても特に差はありませんでした。</p> <p>【(保)総務課】</p> <p>特定健康診査結果や医療費等を、国・県と比較した内容を地域健康カルテにまとめ、地域住民に説明し、健康課題の共有を図ってまいります。</p> <p>【地域保健課】</p>
No.27	
委員	<p>広く市民が目を通すものは、自治区の回覧板。絵やグラフなどを使ったわかりやすいチラシを作って、回覧板に入れてもらうことはできないか。</p>
事務局	<p>各地区の健康づく計画等の回覧等を、地域の実情に合わせて対応しています。また、市のホームページで閲覧できるようにしています。</p> <p>【地域保健課】</p>
No.28	
委員	<p>高齢者クラブ・シルバー人材センターなど、高齢者を中心とする団体や組織と連携してPRに努めるのが効果的と思う。</p>
事務局	<p>地域健康カルテや新たに作成した健康課題リーフレットを基に、あらゆる機会や場を利用して周知してまいります。【地域保健課】</p>

3 その他（保健事業全般について） ご意見・ご質問等

No.29	
委員	<p>保険者が健康管理及び努力により国保をあまり利用しなかった方に利用金額により、何らかの恩典制度を創設する方策。</p>
事務局	<p>制度創設により、受診抑制による医療費の削減につながることを期待される一方で、受診して欲しい人が受診しなくなることも想定され、重度化する恐れが懸念されるため慎重に判断する必要があると考えています。【国保年金課】</p>

Ⅲ 収納対策

【報告事項】国民健康保険税の滞納削減に向けた取組について（資料 31～33 ページ）

ご意見・ご質問等

No.30

委員

努力を重ね滞納の割合が減少してきたことは良いことだと思う。今年度は滞納者が増えると予想されるので、あらゆる工夫をして、少しでも納入していただくような工夫が必要ではないか。

事務局

納付が困難な滞納者については、より積極的に各種猶予制度をご案内し、分割での納付を進めていただけるように努めてまいります。

【債権管理課】

No.31

委員

外国人の未加入者が多いと聞くと、子どもが病気になった時は、国保に加入していなくても無料で受診できるか。中学生までは医療費が無料だと思うが。

事務局

外国人に限らず、健康保険に加入していない子どもが受診した場合の受診料は、全額自己負担となります。医療受給者証は保険証と一緒に提示することで自己負担なしで受診できるものですので、子ども医療の受給者証のみを提示しても保険給付は受けられません。【国保年金課】

No.32

委員

滞納世帯はどのような世帯か把握する必要があると思われる。特に滞納理由は幾多あるが、まったく支払う意思のない方もあると思う。又、毎年滞納を繰り返している世帯もあるのではないかと。したがって、相当の理由がない滞納者には厳しい方策も必要ではないか。

事務局

相当の理由なく滞納されている方については、早期の財産調査及び判明した財産に対する差押えに努めてまいります。【債権管理課】

No.33

委員

コロナの影響で大変なのは分かるが、そのせいで十分に取組みが行えなかったというのは少し淋しい気がする。滞納金額自体少ない額ではないので、引続きよろしく願いたい。

事務局

コロナの影響下でも、各滞納者の支払能力を正確に見極め、引き続き滞納削減に努めてまいります。【債権管理課】

No.34

委員

滞納理由の内訳を見ると、1・2・4・5などは収入が少なく、あるいは減って、生活が苦しくなって払えないのではないかとと思われる。こうした世帯に対しては、減免制度の適用基準を緩和するべきだと思う。それで滞納世帯を減らし、収納率アップにつながると思う。

事務局

減免基準を緩和することは、収納率の向上に繋がるかもしれませんが、同時に、保険税収入の減少にも繋がります。減免基準につきましては、他

自治体との均衡を考慮に入れ、慎重に検討してまいります。【国保年金課】

No.35

委員

よく頑張っていたいただいている数値だと思う。新型コロナの関係で今年度の収納率は大きく低下することが懸念され、致し方ない面もあるが、最低何%位は確保していきたい…という目標値はあっても良いと思う。

事務局

前年度収納率を維持・上昇できるよう目標値を設定しており、社会の状況によっては達成が困難な場合もありますが、税の公平性を確保するため、設定した目標値を目指してまいります。

【債権管理課】

No.36

委員

コロナという特殊事情により、現状の指標は統計にはなじまないと思う。引き続き頑張っていたきたい。

事務局

変更が必要な指標については、見直しを検討してまいります。

【国保年金課】